

- 14 「[提出物件の目録]」の欄には、手続に係る書類名及び当該書類の通数を記載する。
- 15 「[提出日] 平成 年 月 日」には、可能な限り提出する日を記載する。
- 16 とじ方は可能な限り左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるよう、ホッチキス等を用いてとじる。

- 17 申請書等が複数枚にわたるときは、各ページの上部にページ数を記入する。
- 18 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き又は行間挿入を行ってはならない。

- 19 第 2 条の規定により添付書面の提出を省略するときは、「[提出物件の目録]」の欄の次に「[物件名]」の欄を設けて、当該添付書面の書類名を記載し、更にその次に「[援用の表示]」の欄を設けて、援用される当該添付書面が提出された手続に係る出願の表示を記載する。

- 様式第 2 (第 4 条関係) [書類名] 審査請求料軽減申請書 (大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律)

- 〔提出日〕 平成 年 月 日
〔あて先〕 特許庁長官 殿

- 〔出願の表示〕

- 〔出願番号〕

- 〔申請人〕

- 〔識別番号〕

- 〔住所又は居所〕

- 〔氏名又は名称〕

- 〔代理人〕

- 〔識別番号〕

- 〔住所又は居所〕

- 〔氏名又は名称〕

- 〔申請の理由〕
- 〔提出物件の目録〕

- 〔備考〕

- 1 「[出願の表示]」の欄の「[出願番号]」には、「特願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「[出願番号]」を「[出願日]」とし、「平成 年 月 日」提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「[出願日]」の次に「[整理番号]」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは「[出願番号]」を「[国際出願番号]」とし、「PCT/〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇」のように国際出願番号を記載する。

- 2 「[申請の理由]」の欄には、「審査請求料の軽減 (大学等における技術事業者への移転の促進に関する法律第 8 条第 2 項)」又は「審査請求料の軽減 (大学等における技術に関する研究成績の民間事業者への移転の促進に関する法律第 13 条第 4 項)」のように記載する。

- 3 その他は、様式 1 の備考 1 から 3 まで、備考 5 から 12 まで、備考 14 から 19 までと同様とする。
- 〔基 認 〔施行期日〕〕
- 第一条 176 の「[出願日]」は、産業競争力強化法 (平成 11 年法律第 98 号) の施行の日 (平成 11 年 4 月 1 日) から施行する。
- (産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則の廃止に伴い(経過措置))

- 第二条 176 の「[省令による改正後の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律規則]」第二条の適用について、部分の間、同条中他の申請書の提出に係る手続とあるのは、「他の申請書の提出に係る手続 (産業競争力強化法施行令 (平成 11 年政令第 111 号) 附則第 1 条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令 (平成 11 年政令第 111 号) 第 16 条第一項又は第 18 条第一項に規定する手続を除く。)」である。

- 厚生労働省令第 1 号
薬事法施行規則 (昭和 35 年法律第 104 号) 第 40 号第 1 項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のものに改正する。
- 平成 11 年 4 月 17 日

- 厚生労働大臣 田村 審久

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令

- 薬事法施行規則 (昭和 36 年厚生省令第 1 号) の一部を次のものに改正する。

- 平成 11 年 4 月 17 日

- 厚生労働大臣 田村 審久

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令

- 薬事法施行規則 (昭和 35 年厚生省令第 1 号) の一部を次のものに改正する。

- 平成 11 年 4 月 17 日

- 厚生労働大臣 田村 審久

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令

- 薬事法施行規則 (昭和 35 年厚生省令第 1 号) の一部を次のものに改正する。

- 平成 11 年 4 月 17 日

- 厚生労働大臣 田村 審久

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令

- 薬事法施行規則 (昭和 35 年厚生省令第 1 号) の一部を次のものに改正する。

- 平成 11 年 4 月 17 日

- 厚生労働大臣 田村 審久

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令

- 薬事法施行規則 (昭和 35 年厚生省令第 1 号) の一部を次のものに改正する。

- 平成 11 年 4 月 17 日

- 厚生労働大臣 田村 審久

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令

- 薬事法施行規則 (昭和 35 年厚生省令第 1 号) の一部を次のものに改正する。

- 平成 11 年 4 月 17 日

- 厚生労働大臣 田村 審久

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令

- 薬事法施行規則 (昭和 35 年厚生省令第 1 号) の一部を次のものに改正する。

- 平成 11 年 4 月 17 日

- 厚生労働大臣 田村 審久

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令

- 薬事法施行規則 (昭和 35 年厚生省令第 1 号) の一部を次のものに改正する。

- 平成 11 年 4 月 17 日

- 厚生労働大臣 田村 審久

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令

- 薬事法施行規則 (昭和 35 年厚生省令第 1 号) の一部を次のものに改正する。

- 平成 11 年 4 月 17 日

- 厚生労働大臣 田村 審久

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令

- 薬事法施行規則 (昭和 35 年厚生省令第 1 号) の一部を次のものに改正する。

- 平成 11 年 4 月 17 日

- 厚生労働大臣 田村 審久

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令

- 薬事法施行規則 (昭和 35 年厚生省令第 1 号) の一部を次のものに改正する。

- 平成 11 年 4 月 17 日

- 厚生労働大臣 田村 審久

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令

- 薬事法施行規則 (昭和 35 年厚生省令第 1 号) の一部を次のものに改正する。

- 平成 11 年 4 月 17 日

- 厚生労働大臣 田村 審久

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令

- 薬事法施行規則 (昭和 35 年厚生省令第 1 号) の一部を次のものに改正する。

- 平成 11 年 4 月 17 日

- 厚生労働大臣 田村 審久

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令

- 薬事法施行規則 (昭和 35 年厚生省令第 1 号) の一部を次のものに改正する。

- 平成 11 年 4 月 17 日

- 厚生労働大臣 田村 審久